ショートステイ双樹園

ユニット型
指定短期入所生活介護事業

及び
指定介護予防短期入所生活介護

運営規程

社会福祉法人　宏志会

ショートステイ双樹園ユニット型指定短期入所生活介護事業
及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人宏志会が開設するショートステイ双樹園（以下「施設」という）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という）は、要介護または要支援状態（以下「要介護状態等」という）の利用者の心身の状況により、若しくはその介護者等の疾病や出産、冠婚葬祭、出張、または身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

２　介護者等の急な疾病や冠婚葬祭など突発的な生活問題を解決させるために、緊急・臨時的に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

（運営の方針）

第２条　要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

一　名称　ショートステイ双樹園

二　所在地　高崎市和田町　８番１６号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）は、小規模特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一　管理者　１名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務を一元的に行うものとする。

二　従業者　生活相談員　　１名以上

看護職員　　１名以上

介護職員　　１１名以上

管理栄養士　　１名
機能訓練指導員　　１名以上

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

三　事務員　１名

施設の庶務及び会計事務等必要な事務を行う。

四　調理員

入居者に提供する食事の調理業務を行う。

２　第１項の管理者は、業務に支障がない場合、他の職務に従事することができる。

３　第１項の機能訓練指導員は、看護職員が兼務することができる。

４　第１項の看護職員及び介護職員の配置は、常勤換算法で３：１以上とする。

５　第１項に定めるものの他、必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。

（利用定員）

第５条　利用定員は、６名とする。但し、入院退所等により小規模特別養護老人ホームの空きベッドがある場合は、その員数分の指定短期入所生活介護への追加利用として使用する。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針）

第６条　指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

２　指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

３　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

４　施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

５　施設は、自らその提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第７条　介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じた自立の支援と日常生活の充実に資するよう行う。

２　入浴は、１週間に２回以上、利用者の身体の状況に応じた入浴方法により行う。

３　排泄に介助を要する利用者については、状況に応じてトイレ誘導またはおむつの交換を行う。

４　食事は、栄養並び利用者の身体の状況及び嗜好を配慮したものとする。また食事時間は、朝食が７時４５分。昼食が１２時００分。夕食が１７時４５分。

５　利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。
６　利用者の健康状態の把握をするとともに、健康保持のための措置をとる。
７　レクリエーション及び行事を提供する。
８　利用者の家族との連携を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者・家族からの相談に応じるとともに必要な助言や援助を行う。
　前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を行う。
９　相当期間以上にわたり入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、本人またはその家族に対しその内容について説明する。

（利用料その他の費用の額）

第８条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合はその利用負担割合に応じた、別表「料金表」の額の支払いを受ける。
２　介護給付外の実費負担については別表「料金表」のとおり支払いを受けるものとする。
３　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

（通常の送迎実施区域）

第９条　通常の送迎の実施地域は、高崎市内（旧群馬町、旧箕郷町、旧倉渕村、旧榛名町、旧多野郡新町、旧吉井町は除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
　一　健康に異常がある場合には、その旨申し出ること。
　二　感染の可能がある疾患（かぜ・肺炎・法定伝染病等）がある場合には、利用はできない。
　三　送迎は、原則、平日実施とする。
　四　緊急時の連絡先について、必ず電話等での連絡がつくよう配慮をする。
　五　第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供中利用者が、病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに家族及びかかりつけ医または、本事業所が定めた協力医療機関への連絡を行い必要な措置を講じる。
２　利用者に対して、原則、身体拘束は行わないが、緊急やむを得ない場合は、家族への同意、説明のうえ、身体拘束を行うことがある。

（非常災害対策）

第12条　従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

２　管理者は、防火管理者を選任する。
３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検する。
４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、施設はこの計画に基づき、年２回、避難及び救出その他必要な訓練を行うと共に、従業者への非常災害等の防災教育を実施する。

（事故発生時の対応）

第13条　施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、主治医等医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び家族等に連絡すると共にその顛末・再発防止対策を記した事故報告書を保存しなければならない。

（苦情処理等）

第14条　事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
２　事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条　施設は入居者の人権擁護・虐待の発生を防止するため次の措置を講じるものとする。
一　虐待防止対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
二　虐待防止のための指針を整備する。
三　介護職員その他の従業者に対し、虐待の発生またはその防止のための研修を定期的に実施する。
四　利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制を整備する。
五　前四号に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置く。
２　施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報するとともに、必要な措置を講じる。

（身体拘束）

第16条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（衛生管理等）

第17条　事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
２　事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　感染症予防対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
二　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
三　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント対策の強化）

第18条　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

（事業継続計画）

第19条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務 継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第20条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第21条　施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修は、採用後１ヶ月以内、継続研修は、年２回以上とする。
二　職場研修制度に基づいて実施する。

２　従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　自ら提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者から

の苦情に迅速かつ適切に対応する。

5　自ら提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

6　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人宏志会と施設の管理等の規程に基づいて定めるものとする。

附　則

1．この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２５年２月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。ただし、法定代理受領サービスに該当した場合の利用負担割合に応じた支払いの変更については、平成２７年８月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、従前の「ショートステイ双樹園指定短期入所生活介護事業運営規程」及び「ショートステイ双樹園指定介護予防短期入所生活介護運営規程」を統合・改正し、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則

1．この規程は、平成３０年１１月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和６年６月１日から施行する。ただし、「居住費」の変更は、令和６年８月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和８年６月１日から施行する。ただし、「居住費」及び「食費」の変更は、令和８年８月１日から施行する。

別表

料金表

１．法定代理受領サービス該当分（介護給付対象）

（１）併設型短期入所生活介護（ユニット型個室）　※数値：単位

イ			ユニット型 個室	小規模特別養護老人ホーム空床利用 （ユニット型個室）	連続６１日以上 短期入所生活介護 を行った場合
	要介護１		７０４		６７０
	要介護２		７７２		７４０
	要介護３		８４７		８１５
	要介護４		９１８		８８６
	要介護５		９８７		９５５
ロ	看護体制加算	Ⅰ	４		
		Ⅱ	８		
ハ	送迎加算(片道)		１８４		
ニ	緊急短期入所受入加算 （７日間限度。やむを得ない事情の場合は１４日間限度）		９０		
ホ	長期利用者提供減算 （連続して３０日を超えて入所している場合）		△３０		
ヘ	療養食加算 （厚生労働大臣が定める療養食を提供した時１日３回を限度）		８		
ト	医療連携強化加算		５８		
チ	夜勤職員配置加算Ⅱ		１８		
リ	口腔連携強化加算（１月につき）		５０		
ヌ	生産性向上推進体制加算Ⅱ （１月につき）		１０		
ル	サービス提供体制強化加算Ⅱ		１８		
ヲ	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		イからルまでにより算定した額×１７．６％		

（２）併設型介護予防短期入所生活介護（ユニット型個室）　　※数値：単位

イ		ユニット型 個室	小規模特別養護老人 ホーム空床利用 （ユニット型個室）	連続３１日以上 短期入所生活介護 を行った場合
	要支援１	５２９		５０３
	要支援２	６５６		６２３
ロ	送迎加算(片道)	１８４		
ハ	療養食加算 （厚生労働大臣が定める療養食を提供した時１日３回を限度）	８		
ニ	口腔連携強化加算（１月につき）	５０		
ホ	生産性向上推進体制加算Ⅱ （１月につき）	１０		
ヘ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	１８		
ト	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	イからヘまでにより算定した額×１７．６％		

※1単位当たり10.33円です。

※利用者負担額は、法定代理受領額に自己負担割合証に記載された割合分（1割・2割・3割のいずれか）となります。

２．法定代理受領サービスに該当しないもの（介護給付対象外）

（１）居住費（滞在費）

	特定入所者介護サービス費			
			ユニット個室	小規模特別養護老人ホーム 空床利用（ユニット個室）
２，１００円／日 ※小規模特別養護老人ホーム空床利用（ユニット個室）の場合は ２，１００円／日	利用者負担第１段階		８８０円／日	８８０円／日
	第２段階		８８０円／日	８８０円／日
	第３段階	①	１，３７０円／日	１，３７０円／日
		②	１，３７０円／日 (R8.8～1,470円／日)	１，３７０円／日 (R8.8～1,470円／日)

（２）食費

	特定入所者介護サービス費		
	利用者負担第１段階		３００円／日
	第２段階		６００円／日
朝食　４００円 昼食　７００円 夕食　６００円	第３段階	①	１，０００円／日 (R8.8～１，０３０円／日)
		②	１，３００円／日 (R8.8～１，３６０円／日)

（３）電気代（持込の電化製品１台につき）　　２０円／日

（４）電気代（持込の充電式製品１台につき）　　１０円／日

（５）電気代（施設所有のテレビレンタル）　　５０円／日

（６）理美容代　　実費

（７）その他日常生活費　　実費

（８）利用者等の希望による郵送料　　実費

３.本人申請による社会福祉法人利用者負担軽減措置の対象の方は、本人負担額が軽減となります。